

## かほく市友好都市交流事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、かほく市と友好都市の協定を締結する自治体との交流を推進するための交流事業を行う市民団体に対し、予算の範囲内で交付するかほく市友好都市交流事業補助金(以下「補助金」という。)について、かほく市補助金交付規則(平成16年かほく市規則第30号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 交流事業 友好都市の協定を締結する自治体との交流事業として市長が認める事業をいう。

(2) 市民団体 市内に住所を有する者で構成する10人以上の団体をいう。

### (交付対象事業、対象経費及び補助金の額)

第3条 交付対象事業、対象経費及び補助金の額については、別表のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

### (交付申請)

第4条 補助金を受けようとする市民団体(以下「団体」という。)は、かほく市友好都市交流事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、交流事業開始の2週間前までに、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) その他市長が特に必要と認める書類

### (交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、かほく市友好都市交流事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該決定した額を申請者に通知するものとする。

### (完了報告)

第6条 前条の規定により、補助金の交付の決定通知を受けた団体は、交流事業が完了したときは、完了後15日以内にかほく市友好都市交流事業完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) その他市長が特に必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、当該報告が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、かほく市友好都市交流事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた団体は、当該通知があった日から30日以内にかほく市友好都市交流事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、団体が交付決定の事後において、虚偽の申請その他不正の行為があると認めるときは、補助金の全部又は一部の交付決定を取り消し、かつ、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定による交付決定の取消し及び返還の命令は、かほく市友好都市交流事業補助金取消通知書兼返還命令書（様式第10号）により行うものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年9月21日から施行する。

別表（第3条関係）

交付対象事業	対象経費	補助金の額
友好都市での交流事業	交通費及び宿泊費に係る経費の2分の1	1人当たり10,000円とし、1団体300,000円を上限とする。

友好都市からの受入 事業	交流に係る経費（消耗 品費、報償費又は役務 費に限る。）の2分の 1	1 団体 20,000 円 を上限とする。
-----------------	---	--------------------------